

第2特集 岐路に立つ欧州 EU憲法否決の波紋



国際研究部

欧州理事会での批准手続延期決定の記者会見(6月) ©EU

EU

統合にブレーキ —欧州社会モデルの 模索は続く



EU憲法条約全文

欧州では、「欧州のための憲法を制定する条約」(欧州憲法条約)の批准に関する国民投票が、フランスで五月二十九日、オランダで六月一日に行われ、両国ともに否決された。その背景には、雇用への悪影響に対する恐れ、現在の経済や労働市場に対する不満、国家主権喪失への恐れなどの理由があったと指摘されている。六月六日には、イギリスが二〇〇六年春に予定していた国民投票の実施を凍結する方針を表明した。欧州憲法条約や欧州統合の行方が非常に危惧されるなか、欧州理事会(EU首脳会議)(注)が六月一六日、一七日に開催され、二〇〇六年一月を期限としていた憲法条約批准手続きを二〇〇七年半ばまで延期することを決定した。これを受けてデンマーク、チェコやアイルランドなどが国民投票の延

フランス、オランダで国民がEU憲法批准に対し「否」をつきつけたことは、政治的に激震と表現し得る影響を及ぼした。今回の否決によって、EUの雇用労働政策自体が直接影響を被るわけではない。しかし、加盟国の国民の間で、雇用・労働条件に対する不安は明らかに強まっている。岐路に立たされたEU各国の状況は…。

期を表明した。
注1 欧州理事会 (European Council) は、加盟国首脳によるEUの最高政策方針決定機関で、EU首脳会議またはEUサミットとも呼ばれる。年四回(前半二回、後半二回)開催され、六カ月任期の輪番制で議長国が議長を務める。

欧州憲法条約否決 に対する EU機関、EU労使団体の反応

フォンテジエス欧州議会議長とパロゾ欧州委員会委員長は、五月二十九日のフランスの欧州憲法条約批准否決を受けて、「欧州の建設は、必然的に複雑な作業である」「今日欧州は存続しており、諸機関も完全に機能している。我々は困難について認識してはいるが、EUを前進させていくための手段を再び見出すことができる」と確信している」との共同声明を発表した。また、六月一日のオランダの批准否決後には、「我々は、依然として欧州憲法条約がEUをより民主的で効率的かつ強力なものとするに信じており、すべての加盟国に憲法条約に関する意思を表明する機会が与えられなければならない」「欧州の諸機関は欧州市民の関心事に耳を傾け、それに対応していく」と表明した。

欧州労連 (ETUC) は、「決定は、EUの拒絶だけでなく、新自由主義への拒否反応を示している」「社会的欧州を無視する加盟国によって新自由主義と関係のない憲法条約が犠牲となった」と主張した。欧州理事会に対しては、「欧州の政策において社会的側面に配慮し、その問題に関する労使協議を進展させることにより、再び欧州市民の信頼を得るよう」促している。

欧州産業経営者連盟 (UNICE)

表1 フランス、オランダの国民投票で欧州憲法条約批准に反対と答えた理由

フランス		オランダ	
理由	%	理由	%
自国の雇用、企業移転、失業への悪影響	31	情報不足	32
自国の経済状況の弱さ、失業の多さ	26	国家主権の喪失	19
欧州憲法は経済的な面で自由すぎる	19	政府や特定政党への不満	14
政府や特定政党への不満	18	欧州は費用がかかる	13
社会的欧州が不十分	16	欧州、欧州憲法、欧州統合に反対	8
欧州憲法は複雑すぎる	12	自国の雇用、企業移転、失業への悪影響	7
トルコのEU加盟に反対	6	欧州憲法の内容に良い点がない	6
国家主権の喪失	5	欧州憲法は早く進みすぎる	6
情報不足	5	専門的、法律的で規制が多すぎる	6
		さらなるEU拡大に反対	6
		欧州憲法は複雑すぎる	5
		欧州憲法は十分民主的でない	5
		欧州憲法は経済的な面で自由すぎる	5
		自国の経済状況の弱さ、失業の多さ	5
		欧州の政治統合、欧州連邦政府、欧州合衆国を望まない	5
		欧州は急速に進展しすぎる	5
		欧州憲法の普及広報活動が十分でなかった	5
		欧州憲法は我々を欺いている	5

出所：欧州委員会ホームページ

は、「フランスの国民投票における否決は、EUを市民に近づける努力が足りなかったことを示している」と強調し、「現在の困難が欧州統合を妨げ、企業にとってより困難な状況を作り出すことは、なんとしても避けねばならない」と表明した。オランダの投票の後には、ストロープ UNICE 会長が、

「欧州市民の不満の一つの理由は、時代遅れの政策による脆弱な経済実績である。我々は、欧州議会、欧州委員会および加盟国に対し、グローバル化した世界においてEUの経済を成功に導くよう促していかねばならない」と述べた。

「今後は、我々が現実を見据える時である。人々が我々の政治的指導力を問題ではなく、解決の一部と見なしにくれるよう、人々の声に耳を傾けねばならない」と主張した。また、七月一日のパロゾ欧州委員会委員長との共同記者会見でブレア首相は、今秋に欧州の将来について議論するための非公式EU首脳会議を開催する考えを明らかにした。同会議では、「二一世紀の欧州を取り巻く環境の変化に対応した欧州社会モデルの持続可能性と挑戦」について討論を行うとしている。

否決の背景に雇用への悪影響、主権喪失の恐れ

では、憲法条約の批准手続きに関する討議が行われ、①憲法条約条文の修正は行わない②加盟国の批准手続きの期限を二〇〇七年半ばまで延期する③オーストリアが議長国を務める二〇〇六年前半に加盟国の議論の動向や批准手続きの進め方について検討を行う——ことで合意した。

議長国ルクセンブルグのユンケル首相は、「批准手続きは継続される」「欧州理事会は、憲法条約批准の国民投票を延期せざるを得ない加盟国は、議会承認により批准手続きを行う加盟国よりも、反省、説明、討議のためのより長い集中的期間が必要であることを全面的に理解する」との声明を発表した。

七月からEU議長国を務めるイギリスのブレア首相は、六月二三日の欧州議会における演説で、「フランスとオランダの国民投票では、憲法条約が欧州の国内問題に関して広く深い不満を抱く人々が抗議するための乗り物とな

「批准手続きは継続される」「欧州理事会は、憲法条約批准の国民投票を延期せざるを得ない加盟国は、議会承認により批准手続きを行う加盟国よりも、反省、説明、討議のためのより長い集中的期間が必要であることを全面的に理解する」との声明を発表した。

六月二一日付朝日新聞。欧州委員会が発表したフランス、オランダの国民投票後の世論調査結果(表1)によると、フランスの否決理由は、「雇用への悪影響に対する恐れ(二一%)」、「現在の経済や労働市場の状況(二六%)」、「憲法条約が自由主義に傾斜しすぎている

「批准手続きは継続される」「欧州理事会は、憲法条約批准の国民投票を延期せざるを得ない加盟国は、議会承認により批准手続きを行う加盟国よりも、反省、説明、討議のためのより長い集中的期間が必要であることを全面的に理解する」との声明を発表した。

六月二一日付朝日新聞。欧州委員会が発表したフランス、オランダの国民投票後の世論調査結果(表1)によると、フランスの否決理由は、「雇用への悪影響に対する恐れ(二一%)」、「現在の経済や労働市場の状況(二六%)」、「憲法条約が自由主義に傾斜しすぎている

表2 EU拡大の歴史

年	加盟国	加盟国数
ECSC発足	フランス、ドイツ連邦共和国、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ	6
第1次拡大	イギリス、アイルランド、デンマーク	9
第2次拡大	ギリシャ	10
第3次拡大	スペイン、ポルトガル	12
第4次拡大	オーストリア、フィンランド、スウェーデン	15
第5次拡大	キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア	25
第6次拡大	ブルガリア、ルーマニア(予定)	27
加盟候補国	トルコ、クロアチア	

との印象(一九%)、「政府や特定政党への不満(一八%)」、「社会的側面への配慮が十分でない(一六%)」などが上位を占めた。オランダの否決理由では、「憲法条約に関する情報の不足(三二%)」、「主権喪失への恐れ(一九%)、

「政府や特定政党への不満(二四%)」、「欧州は費用がかかりすぎ」などが上位に挙げられた。それらの背景について、EUを取り巻く状況を紹介します。

EU拡大は、一九五一年のベルギー、ドイツ連邦共和国、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダの六カ国による欧州石炭鉄鋼共同体(EEC)の設立以来、順次加盟国を増やしてきた(表2)。EUに新規加盟するためには、一九九三年のコペンハーゲン欧州理事会で定められた、①民主主義、法の支配、人権および少数民族の尊重と保護②EU域内での競争力と市場力に対応するだけの能力③政治目標、経済通貨同盟を含む加盟国としての義務の履行——などの基準を満たす必要がある。

二〇〇四年五月一日、EUは新規加盟一〇カ国(キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア)を迎え、二五カ国に拡大した。二〇〇七年には、ブルガリアとルーマニアの加盟が予定されており、実現に向けた交渉が進められている。トルコについては、一九九九年に加盟候補国に決定し、二〇〇四年一月の欧州理事会において、二〇〇五年一月三日から加盟交渉を開始することで合意した。また、クロアチアが、二〇〇四年六月一日、加盟候補国に決定している。

トルコは、一九八七年に加盟申請を行って以来、ずっと加盟基準を満たしていないと判断されてきた。その背景には、キプロスの一部を占領し樹立したキプロス・トルコ共和国の問題、水準の低い司法・人権保護制度、脆弱な経済力、宗教の違いに基づく生活習慣や考え方の相違、地理的に欧州でなく中近東に属していること——などの要因があった。従来加盟交渉を行った国はすべてが加盟を果たしているが、初のイスラム教国の加盟や安い労働力の流入への恐れなどから、EU市民の間



©EU

にはトルコの加盟に対する強い懸念が存在する。欧州委員会は、二〇〇五年六月二十九日、トルコとの加盟交渉の原則や手続きを示した厳格な交渉枠組みを発表した。また、EU加盟国と加盟候補国の間で、相互理解を促進し、EU市民の心配に応え、EU拡大に関する討議を推進するための市民社会対話を実施することを決定した。欧州委員会のレーンEU拡大担当委員は、「トルコの加盟交渉は、長く厳しい道のりとなるだろう。我々は、EU市民の懸念を考慮しなければならない」と述べた。

人の移動の自由

EUは、単一市場の理念に基づき、域内での人、物、サービス、資本の移動の自由化を進めている。人の移動の自由に関しては、EU加盟国の国民はすべて自動的にEU市民となり、すべての加盟国の領域内で自由に旅行し、滞在し、居住する権利を

表3 EU予算の分野別割当(2005年)

分野	金額(百万ユーロ)	構成比(%)
農業	49,676	42.6
構造政策	42,423	36.4
域内政策	9,052	7.8
域外活動	5,219	4.5
行政運営費用	6,351	5.4
リザーブ	446	0.4
加盟前戦略	2,081	1.8
補償	1,305	1.1
合計	116,554	100.0

出所：欧州委員会ホームページ

有する。この権利には、職業資格の相互認証、市民権、労働者の自由な移動、社会保障制度の協調が含まれる。労働者の自由な移動に関しては、経済力に劣る新規加盟国の労働者が旧加盟国の労働者の職を奪ってしまうことが懸念された。そのため、二〇〇四年五月のEU拡大後、雇用者として働くことを目的とした新規加盟国(マルタ、キプロスを除く八カ国)から旧加盟国(一五カ国)への移動を、最長七年間制限することができるとした(イギリス、アイルランド、スウェーデンは制限措置を採用していない)。

最初の二年間、旧加盟国は自国の法律や政策に基づいて制限措置を実施できる。二年経過後、旧加盟国は、所要の手続きを経た上で、この制限措置をさらに三年間継続することができる。制限措置は基本的に五年間を限度としているが、労働市場に深刻な混乱が生じている場合にのみ、さらに二年間の延長が認められている。

EU加盟国の国民は、職業または職

表4 EU予算の加盟国分担割合(2005年)

加盟国	予算割当額 (百万ユーロ)	構成比(%)	イギリスへの レポートの割当額 (百万ユーロ)	人口(2005年 1月1日現在推計) (百万人)	1人当たりGDP(2004年) (EU25カ国平均を 100とした場合の指数)
ドイツ	22,218	21.11	327	82.6	109
フランス	17,303	16.44	1,417	60.2	111
イタリア	14,359	13.64	1,174	58.2	105
イギリス	13,740	13.05	-5,115	59.9	119
スペイン	8,957	8.51	707	42.9	98
オランダ	5,553	5.28	69	16.3	120
ベルギー	4,035	3.83	249	10.4	119
スウェーデン	2,833	2.69	42	9.0	116
オーストリア	2,308	2.19	35	8.1	122
デンマーク	2,131	2.02	170	5.4	122
ポーランド	2,099	1.99	164	38.1	47
ギリシャ	1,883	1.79	149	11.1	82
フィンランド	1,545	1.47	130	5.2	115
ポルトガル	1,443	1.37	116	10.5	73
アイルランド	1,341	1.27	106	4.1	139
ハンガリー	1,003	0.95	70	10.1	61
チェコ	932	0.89	70	10.2	72
スロヴァキア	393	0.37	29	5.4	52
スロヴェニア	300	0.29	23	2.0	78
ルクセンブルグ	241	0.23	20	0.5	223
リトアニア	222	0.21	16	3.4	48
キプロス	145	0.14	11	0.7	82
ラトビア	115	0.11	9	2.3	43
エストニア	101	0.10	7	1.3	50
マルタ	57	0.05	4	0.4	72
合計	105,259	100.00		458.5	

注：イギリスへのレポートの割当額は、各加盟国の予算割当額に含まれる。
出所：欧州委員会ホームページ、欧州統計局(EUROSTAT)ホームページ

フランス、オランダで欧州憲法条約が否決された要因には、こうした人の移動の自由化を背景とした、イスラム

探しのために、他の加盟国に入り、またそこで生活する権利が認められており、労働者本人に限らずその家族も労働者とともに自由に移動することができ。また、雇用、労働条件、その他労働者の社会統合を促進する利益に関して均等待遇を受ける権利が保証されている。

教国トルコのEU加盟、労働者の職を奪う東欧移民の増大などの事態への恐れがあったことが指摘されている。

EU予算の不均衡

EUの諸機関が執行する予算は、二〇〇五年(暦年)で一六六億ユーロ(表3)となっており、EUのGNPの一・二七%の上限が定められている。財源は、①賦課金(農業課徴金、砂糖課徴金) ②共通関税(域外からの輸入物品に賦課) ③付加価値税(加盟国の付加

価値税ベースの約一%) ④加盟国の分担金(国民総所得比に基づく)の四つである。

二〇〇五年のEUの収入予算の加盟国分担割合は、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、スペイン、オランダが上位を占め、この六カ国だけで全体の八割弱を負担している(表5)。同年の支出予算は、農業が四二・六%を占め、そのほか構造政策(地域政策)、域内政策、域外活動などの分野に割当てられている(表5)。

表5 EU予算の国別収支(2003年)

加盟国	純受取割合 (対国民総所得 (GNI)比)(%)	純受取額 (百万ユーロ)	1人当たり 純受取額 (ユーロ)
オランダ	-0.43	-1,956.1	-120.6
ドイツ	-0.36	-7,651.8	-92.7
スウェーデン	-0.36	-950.4	-106.1
ベルギー	-0.28	-775.1	-74.7
ルクセンブルグ	-0.28	-56.2	-125.1
イギリス	-0.16	-2,763.3	-46.5
オーストリア	-0.15	-336.2	-41.6
フランス	-0.12	-1,910.9	-32.0
デンマーク	-0.11	-213.7	-39.6
イタリア	-0.06	-793.6	-13.8
フィンランド	-0.01	-20.7	-4.0
スペイン	1.21	8,733.2	213.9
アイルランド	1.40	1,564.6	391.7
ギリシャ	2.22	3,368.2	305.3
ポルトガル	2.66	3,482.0	333.4

注：純受取割合=受取GNI比-拠出GNI比
出所：欧州委員会ホームページ

二〇〇三年予算の加盟国の対国民総所得(GNI)比の純受取割合(受取GNI比)は、オランダ、ドイツ、スウェーデン、ベルギー、ルクセンブルグなどの受取割合が拠出割合を大きく下回っている(表5)。一人当たり純受取額に関しても、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、ドイツ、ベルギーなどは、大幅なマイナスとなっている(表5)。

算の払戻金(リベート)制度を実施してきた(ネット分担金負担額の六六%の払い戻し)。二〇〇五年予算でも、加盟国の拠出に基づく五一億ユーロのリベートが認められている(表5)。EUの農業予算の規模や加盟国の状況は、制度導入時とはかなり変わってきており、現在進められている次期財政計画(二〇〇八―二〇一三年)の策定において、このリベート制度の扱いが大きな問題となった。六月一日、一七日の欧州理事会においては、リベートを一定額に抑えることを主張する仏独やルクセンブルグなどと、農業予算がEU予算の四割を占める現状を批判しリベート制度の変更に反対するイギリスが激しく対立し、次期財政計画の策定交渉は決裂した。

(国際研究部 大島秀之)

表6 欧州憲法条約の概要

内容	前文	憲法条約調印にあたっての加盟国の共通認識 (EUの歴史と遺産、統合の理念、多様性の中の統合等)
	第1部	EUの定義と目標、基本権とEU市民権、権限とその行使、EUの機関、民主的運営、EUの財政、近隣諸国、加盟、脱退
	第2部	EU基本憲章 (人間の尊厳、自由、平等、団結、市民権、裁判に関する権利、一般規定)
	第3部	EUの政策と運営 (一般適用規定、差別禁止と市民権、域内政策と活動、諸外国・地域との連携、域外活動、EUの機能、一般規定)
	第4部	最終規定 (施行、改正手続、現行条約の廃止等)
主な特徴	EUに法人格を付与 (国内法人格および国際法人格)	
	「欧州共同体 (EC)」、「共通外交・安全保障政策」(第2の柱)、「司法・内務協力」(第3の柱)の「三本柱」構造を廃止し、EUに一本化	
	EUと加盟国との権限関係を、EUのみが法的拘束力を有する措置を採択することができる「排他的権限」、EUと加盟国が共に法的拘束力を有する措置を採択することができる「共有権限」および基本的に加盟国の「権限」であるがEUも一定範囲で行動できる場合の3つに整理	
	欧州理事会 (EU首脳会議)をEUの主要機関として法的に位置づけ、常任の欧州理事会議長ポストを新設 (任期2年半)	
	特定多数決の議決要件を加盟国数の55%以上およびEU人口の65%以上 (最低15カ国) に変更	
	欧州委員会委員の定員を2014年から、加盟国の3分の2に削減 (それまでは1国1名体制)	
	共通外交・安全保障政策上級代表と欧州委員会の対外関係欧州委員の2つのポストを統合し、EU外務大臣ポストを新設	
	欧州議会の立法機関としての権限を明確化	
	EU市民に、欧州委員会に対する法案提出要求権を付与	

参考：外務省ホームページ、駐日欧州委員会代表部「Europe2005年春号」

表7 各国におけるEU憲法批准手続き

	加盟国	批准手続	批准日程・結果	
批准承認済	オーストリア	議会採決	国民議会2005年5月11日批准承認、連邦議会2005年5月25日批准承認	
	ドイツ	議会採決	連邦参議院2005年5月12日批准承認、連邦議会2005年5月27日批准承認	
	ギリシャ	議会採決	議会2005年4月19日に批准承認	
	ハンガリー	議会採決	議会2004年12月20日に批准承認	
	イタリア	議会採決	下院2005年1月25日に批准承認、上院2005年4月6日に批准承認	
	ラトビア	議会採決	議会2005年6月2日に批准承認	
	リトアニア	議会採決	議会2004年11月11日に批准承認	
	スロヴァキア	議会採決	議会2005年5月11日に批准承認	
	スロヴェニア	議会採決	議会2005年2月1日に批准承認	
	スペイン	国民投票 議会採決	国民投票2005年2月20日実施 (賛成76.7%、投票率42.3%) 下院2005年4月28日に批准承認、上院2005年5月18日に批准承認	
	キプロス	議会採決	議会2005年6月30日に批准承認	
	マルタ	議会採決	議会2005年7月6日に批准承認	
	否決	フランス	国民投票	国民投票2005年5月29日実施 (反対54.8%、投票率70%)
		オランダ	国民投票 議会採決	国民投票2005年6月1日実施 (反対61.7%、投票率63%)
今後批准手続を予定	ベルギー	議会採決	上院2005年4月28日批准承認、下院2005年5月19日批准承認 地方自治体の総会での採決を順次予定	
	チェコ共和国	国民投票	国民投票の実施を2006年末から2007年初めに延期	
	デンマーク	国民投票	2005年9月27日の国民投票を延期	
	エストニア	議会採決	2005年秋の議会採決、その前の公聴会を予定。	
	フィンランド	議会承認	2005年秋に批准提案を議会に提出し、2005年末から2006年初めの採決を予定していた日程の延期を検討中	
	アイルランド	国民投票 議会採決	国民投票の実施を延期	
	ルクセンブルグ	議会採決 国民投票	2005年6月28日の第1回議会採決で批准承認、議会の第2回採決を今後予定 国民投票2005年7月10日実施 (賛成56.5%、反対43.5%)	
	ポーランド	国民投票	2005年10月9日の大統領選と同時に実施予定の国民投票を延期	
	ポルトガル	国民投票	2005年10月の地方選挙と同時に国民投票の実施を予定。 政府は国民投票の延期を検討中	
	スウェーデン	議会採決	2005年夏までに批准法案を議会に提出し、12月までの批准承認を予定。 議会は日程の延期を表明	
	イギリス	議会採決 国民投票	批准承認手続きの凍結をを6月6日に表明	

出所：欧州委員会ホームページ (2005年7月11日現在)

欧州憲法条約—批准のプロセス

二〇〇四年五月、EUは、新規加盟一〇カ国を迎え入れ、二五カ国に拡大した。これに先立ち、拡大EUが機能不全に陥ることが懸念されたため、二〇〇二年二月に各層の代表

者約一〇〇名で構成される「欧州の将来に関するコンベンション(協議会)」が設置された。コンベンションは、EUの機構改革を含む将来像について幅広い議論を行い、欧州憲法条約草案を二〇〇三年六月の欧州理事会に提出した。草案は、EU加盟国政府の代表からなる政府間会議で検討され、二〇〇四年六月の欧州理事会において「欧州

のための憲法を制定する条約(欧州憲法条約)(表6)が採択された(二〇〇四年一月二十九日に加盟国が署名)。欧州憲法条約の発効には加盟二五カ国の批准承認が必要である。批准の方法には、議会採決、国民投票、議決と国民投票の三種類がある。EUは、二〇〇六年一月一日の発効を目指し、加盟国の批准手続きを進めてきた。七

月一日現在スペインが国民投票と議会採決、ドイツなど一カ国が議会採決で批准を終えている(表7)。

フランス、オランダの国民投票での

フランス

雇用情勢悪化に高まる不満と不安 —新内閣の優先課題は「雇用創出」

二〇〇五年五月十九日、欧州連合(EU)憲法の批准の可否をめぐる国民投票が実施されたフランス。即日開票の結果、反対が五四・八七%、賛成四五・一二%で、同憲法批准は否決された。

投票率は、六九・七四%で、マーストリヒト条約批准を問う国民投票(一九九二年九月)の投票率とほぼ同等。民間の大手世論調査機関IPSOSの出口調査の結果(五月三〇日付)によると、都市部、高所得者層、自由業者及び管理職層、右派政党支持者、高齢者に賛成派が多く、反対派は、工場労働者、農業従事者、中・低所得者層、左派政党や極右政党・極左政党支持者に多くみられた。

今回の結果は、ラファラン政権下の社会政策に対する国民の不満の高まりが導いた結果ともいわれている。その背景には、二〇〇五年に入り一〇%を超え、上昇傾向に歯止めのかからない失業率や、相次ぐ企業・工場の海外移転、増加するリストラ、労働時間の延長(週三五時間労働制の改革)等が存在する。同憲法の批准に全力を傾けていたシラク大統領は、五月三十一日、ド

否決、イギリスの批准手続き凍結表明後の六月一六日に開催された欧州理事会は、憲法条約批准手続きの期限を二〇〇七年半ばまで延期することを決定

ミニク・ドビルパン内相を新首相に任命。新内閣は、「雇用創出」を優先課題に掲げ、六月二日にスタートを切った。

国民が「No」の答えを叫ぶまで

現在までの様々なEU条約の集約とEU大統領・外相の新たな設置を盛り込んだEU憲法案が、紆余曲折を経て、加盟二五カ国の首脳会議で承認されたのは二〇〇四年六月一八日であった。同憲法発効のための次の段階として、全加盟国での批准(議会または国民投票による)が要件。シラク大統領は、同年七月一四日のフランス革命記念日の演説で、同憲法の批准の可否を国民投票で問う意向を表明した。この時点では、国民から同憲法に反対する声は大きくなかったためである。

しかし、同年秋に、トルコのEU加盟問題が再び議論に上ったのを機に、国内の状況に変化が現れた。トルコは、フランスに比べ面積も広く、人口も多い。自国の社会・経済状況が悪化するなか、フランス国民の間には、文化も宗教も異なるこの大国に対する警戒感

した。この決定を受けて、デンマーク、チェコ、アイルランドが国民投票の延期を、フィンランド、スウェーデンなどが議会承認手続きの延期を表明した。

が広がったのである。そこで、シラク大統領は、当初は二〇〇五年末に予定していた国民投票の実施時期を早める意向を示した。国民の間で広がり始めたトルコへの警戒感が、同憲法の批准の可否に与える影響を恐れての決断であった。

その一方で、野党である社会党内における党員投票では、賛成が反対を上回る結果となった。それまで社会党内には、同憲法の批准について、賛否が大きく分かれていただけに、この結果を受けて政権内には、安堵の空気が流れた。

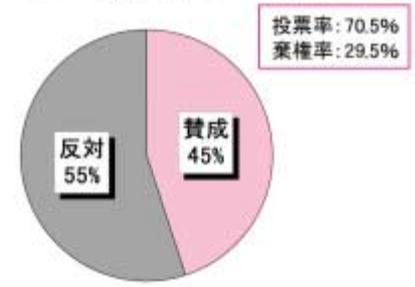
ところが、二〇〇五年に入ると、国民の現政権に対する不満がさらに高まりをみせる。同年一月には、郵便制度改革に反対する郵便局員や人員削減に反対する国鉄や公立学校職員、医療関係者など、公務員のストライキやデモが頻発。二月五日には、民間企業で働く従業員も加わり、「週三五時間労働制」の改革法案に反対する全国規模での抗議運動が展開され、数十万人がデモに参加した。その後も、三月一〇日に、公務員の賃金のベースアップや、

七月一〇日に行われたルクセンブルクの国民投票では、憲法条約批准を可決した。(大島秀之)

「週三五時間労働制の維持」を要求して、民間部門と公務員の労働組合が、全国で統一デモを行い、事前の予想を大きく上回る約六〇万人(労働組合側の発表では約一〇〇万人)が参加した。こうしたなか、三月一六日、一七日に、パリジャン誌がEU憲法批准に関する世論調査を実施。結果は、反対が五一%に達し、初めて賛成を上回った。その後も、各種世論調査で反対が、賛成を上回るといった結果が続いた。これを受け、野党だけでなく、与党内でも批准反対派が復活。党の「批准賛成」という決定に反して、批准反対運動を繰り広げるなど、反対派の勢いは増すばかりであった。

政府は、社会的不満を静めるため、公務員の給与を〇・八%引き上げることに同意(三月一九日)、若者などの対話集会を大統領自ら主催(四月一九日)するなど批准反対派の説得に努めたが、その勢いを止めることはできなかった。さらに、これまで「聖霊降臨祭の翌日の月曜日」として祝日であった五月一六日が、「連帯の日」として無給の労働日に定められること、国民の不満はさらに増大。当日は、公務員を中心に多くの労働者が出勤を拒否した。多くの自治体では役所の窓口は閉じたままとなり、各都市の公共交通機関がストの影響を受けるなど、国内は混乱に陥った。EU憲法批准可否を問う国民投票は、「連帯の日」の二週間後、

欧州連合(EU)憲法に対する
フランス国民の答えは「ノー」



出所：仏大手民間調査会社IPSOSの出口調査結果：2005年5月30日付け
(http://www.ipsos.fr/referendum/soiree/referendum.htm より)

与党内では、この「連帯の日」問題が、国民投票に悪影響を及ぼすのではないかと懸念が広がっていた。投票直前の五月二六日には、シラク大統領自ら、一〇分にも満たないラジオ・テレビ表明で、国民に対して正式にEU憲法の批准を呼びかけた。最新の世論調査の結果が、反対派の更なる増大を示したためである。大統領は、同憲法が、アメリカや日本、中国、インドとの経済的競争に対する「欧州の対応」であり、「フランスの社会モデルを強化するものである」ことを強調。批准を拒否することは、ヨーロッパに「分裂と疑念、不安定な時代」をもたらすことになるかと訴えた。

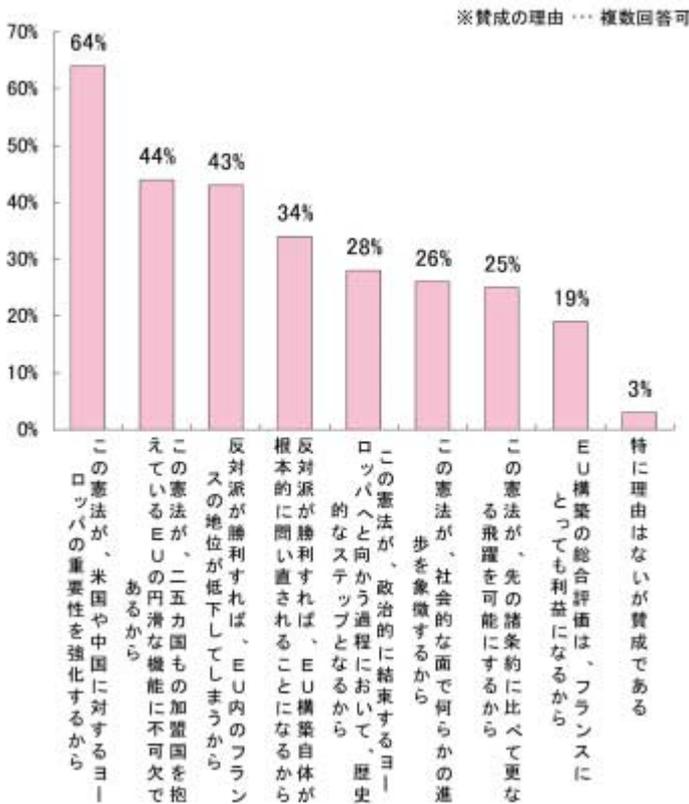
「No」の背景はなぜ

こうして迎えた五月二九日、シラク大統領の説得の効果も無く、国民の出した答えは「Non(反対)」であった。しかし、この「Non」の背景には、「EU憲法自体への反対」というより

も、国内の社会・経済状況に対するフランス国民の不安や不満が存在するとされる。

世論調査機関のIPSOSの出口調査によると、反対理由の第一位は、「現在のフランスの経済・社会状況に不満があるから」であった。その他にも、「政治全般に対して不満を示したいから」「シラク政権に対する不満を示す好機であるから」——等、国内の状況に目を向けた理由が挙げられている。賛成派では、この憲法が「米国や中国に対するヨーロッパの重要性を強化するから」「二五カ国もの加盟国を抱えているEUの円滑な機能に不可欠であるから」——等、「EUそのもののあり方にどう影響するか」という視点にたつものが多いのと対照的である(グ

賛成の理由



ラフ参照)。

では、どのような人々が反対の票を投じたのか。職業別では、工場労働者(反対・七九%、賛成・二一%)と農業従事者(反対・七〇%、賛成・三〇%)に多い。また、社会的地位・身分で見ると、失業者(反対・七一%、賛成・二九%)だけでなく、これまでEU拡大に肯定的とされていた公務員(反対・六四%、賛成・三六%)や民間企業の会社員(反対・五六%、賛成・四四%)までも、今回は反対派に転じた。フランスでは、近年、衣料品や自動車産業のみならず、情報技術などの最先端分野でも、企業が生産拠点を海外(主に、東ヨーロッパやアジア、マグレブ諸島)へ移転する傾向が続いている。その理由は、安い人件費と緩やかな労

働法規制にあるとされる。EU拡大による東欧への投資増加、ユーロ高による国際競争力の低下、そして失業率の上昇——という最近の経済情勢を背景に、こうした産業の「空洞化」が国内の雇用に及ぼす影響への懸念が広がり始めていた。特に失業率は、二〇〇五年に入り、一〇%を突破。五年ぶりの二桁を記録した。さらに、同年三月には、「国際競争力の維持・強化」を理由に、労働時間を延長する「週三

五時間労働制」の改革法案が、労組の激しい非難を浴びながらも可決された。こうした国内の社会・経済状況を背景に実施された今回の国民投票。雇用不安を高めていった国民は、EU憲法そのものよりも、シラク・ラファラン体制下の社会政策に対する不満を突きつけたと言える。

新内閣発足と雇用政策の方向性

国民の「Non」という答えを受けて、シラク大統領は、五月三一日、ラファラン首相を事実上更迭。ドミニク・ドビルパン内相を新首相に任命した。大統領は、同日のテレビ演説において、批准の否決は「欧州の理想の拒否ではない」とし、「欧州における我々の地位をつなぎとめることができなければ、我々の経済社会モデルを維持し、世界に我々の価値観をもたらすことは望めない」と強調。EUとの強い関係を復活させる決心を明らかにした。さらに、高失業率など社会経済情勢の悪化に対する国民の「不満と不安」が政府批判を生み、「批准否決」という結果を招いたとの認識を表明。ドビルパン新政府における優先事項として、「失業対

策」を掲げ、この分野における全国的な動員を訴えた。

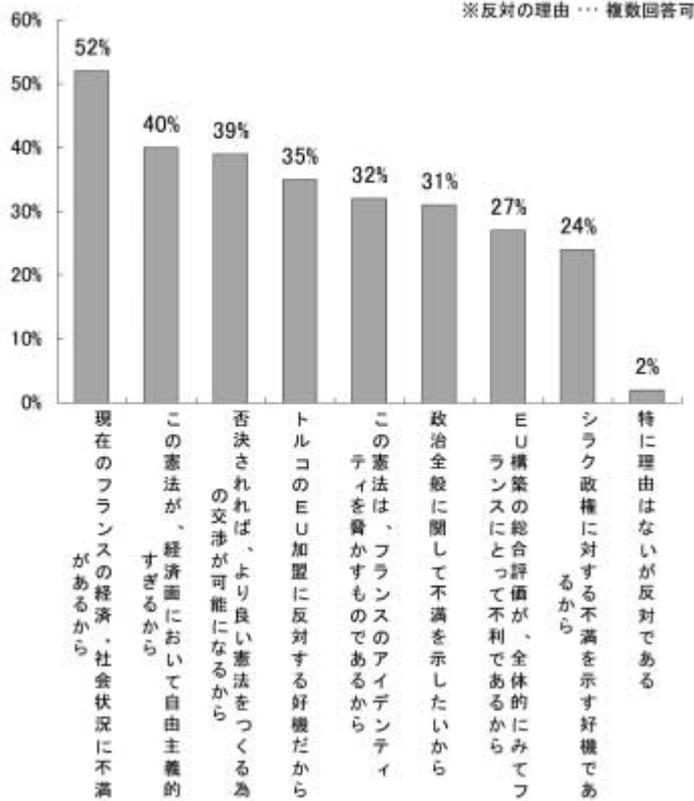
これを受けて、ドビルパン新首相は、六月八日の一般施政演説に際し、今後二年間にわたる政府の計画を発表した。絶対的な優先事項として掲げられたのは、「雇用のための闘い」。同首相は、「我々の術策の余白全ては、雇用へ向けられる」とし、二〇〇六年の失業対策に、四五億ユーロの追加予算を費やす予定であることを明らかにした。そのため「所得税の引き下げ」は、一時的に中断される。また、「受け入れ難い水準に達している」失業対策として、「雇用のための緊急計画」を提示した。

同計画では、①零細企業（従業員数一〇名未満）における雇用の創出、②雇用への復帰の促進、③若年者及び五〇歳以上の者への援助、④困難な状況にある「雇用の受け皿」に対する公的援助サービスの創設、⑤購買力の活気づけ——等が盛り込まれている。

特に、最も注目すべきは、零細企業における雇用の創出に関する施策である。これによると、二〇〇五年九月一日以降、労働法典を遵守しつつ、「新雇用契約」と呼ばれる新たなタイプのCDI（期間の定めのない雇用契約）が実施される。これは、零細企業における採用促進を目的としており、「使用者にはより多くの柔軟性を、労働者には新たな安心」を両立させて保障する「柔軟な雇用契約」とされる。つまり、「企業側のマネジメントに関する柔軟性」従業員試用期間を二年とする「と」、「労働者の安定性」失業給付資格が最初の月から生じる」を同時に

反対の理由

※反対の理由・・・複数回答可



考慮した内容となっている。この他にも、雇用手続きの簡素化のための「雇用小切手」の活用、一〇人目以降の採用にかかる追加的コストとなる保険料負担の減免が決定した。

また、若年者と五〇歳以上の者に対する援助も興味深い。若年者については、ANPE（職業安定所）が、過去一年以上失業状態にある五七〇〇〇人の若者に対し、個々に適応した解決策（企業や公共部門における雇用の斡旋等）を提示しなければならぬ。五〇歳以上の者については、①公務員試験の年齢制限を引き上げるか、あるいは撤廃する、②労働収入と年金受給の併給に関する制限の緩和、③ドラランド拠出金③の廃止の検討——が決定した。

二〇〇五年六月三日に発表された同年五月の失業率は、一〇・二%。依然として国内の雇用情勢の厳しさに変化は現れていない。フランスのEU憲法批准否決を受け、各方面で「今後のEUの行方」が議論されるなか、フランスはまず、自国の社会・経済状況の建て直しが急務の状況にある。「雇用創出」を優先課題に掲げ、国民の不満・不安の解消と、信頼回復を目指す新内閣の行方が注目される。

〔注〕

1 労働者が無給で一日余分に働くことによつて年間二〇億ユーロの増収に働くと見込み、その増収分を高年齢者介護拡充予算に充てるという計画。政府は、年間一三日あった祝祭日（二〇〇四年）のうち、「聖霊降臨祭の翌日の月曜日」を、「連帯の日」とすること

を決定した。「聖霊降臨の日」は、キリストの復活祭から七週間後の日曜日で、年によって日付が変わる（移動祝日）。フランスでは伝統的に、その翌日の月曜日も祝日として連休になっており、この決定には、労組が猛反発した。

2 フランスの失業率は、二〇〇一年第一四半期に八・六%となった後は上昇傾向（二〇〇二年九・〇%、二〇〇三年九・七%、二〇〇四年一月九・九%）にある。二〇〇五年一月には、一〇・一%となり、五年ぶりの二桁を記録した。

3 失業保険給付の対象となる解雇の際、企業が失業保険運営機関に支払うもの。高齢者の解雇抑制のために導入されたが、同時に高齢者採用の障害にもなっている。

（国際研究部 町田敦子）

フランス労使団体の声明（各団体ホームページより要約）

CGT（フランス労働総同盟）

ヨーロッパおよびフランスにおける

新たな社会的対応の緊急の必要性

五月二十九日の投票は、非常に高い投票率を示し、フランスおよびヨーロッパの将来を拘束する政策決定への参加に対し、市民が強い願望を抱いていることを明らかにした。

フランス国民は、憲法条約をはっきりと拒絶した。あらゆる世代の労働者のほとんどが公務員であろうと民間企業の従業員であろうと関係なく、今回の結果に一役かっている。彼らは、まず、明らかにネオ・リベラル的な欧州建設についての現在の方法に対する拒否を主張したのである。そして、とりわけ、社会的目的が大いに不十分であることに対して批判した。CGTは、ここ数ヶ月、この現実を明確に強調し

てきた。多くの選挙民が明確にしているように、今回の投票は、後退の態度を示しているのではない。労働者の多くは、連帯の枠内で彼らの社会的要求に応える欧州プロジェクトを熱望している。そうしたプロジェクトは、社会的進歩、持続可能な発展、そして世界の平和のために、近代化の過程に新たな方向性をもたらしはすである。

また、今回の投票は、ここ三年、政府が行ってきた政策に対する明らかなき制裁でもあった。年金・健康保険・三五時間労働制の改革は、国民に受け入れられてはいない。CGTは、このことを繰り返さない続けた。

CGTは、二〇〇六年の財政および経済政策の主要な選択が決定してしまいう前に、早急に労使交渉を開始することを要求している。フランス政府は、EUの内部市場における労働時間とサービスに関する指令による計画の撤回を要求すべきである。

五月二九日の国民投票後の状況は、CGTに対して、フランスおよびヨーロッパの組合運動全体に対して、大きな責任をつきつけた。

要求の統一性、明快さ、労働者の動員を振り所にする大きな決定が、ますます必要となっている。これは、CGTが、すべての組合のパートナー（使用者側）に対して提示する観点である。CGTは、使用者側に対して、早急の会談を提案している。

これは、また、CES（欧州組合連合）において、CGTが引き続き推進していく観点でもある。同連合は、「市民とその要求の近くに位置するEU」

を要求している。

GFDDT（フランス民主労働同盟）

GFDDTは、社会的条約の構築を要請する

フランス国民は、五月二九日、高い投票率のもとで投票を行い、その過半数が、憲法条約を批准しないという選択を行った。

CFDDTの活動家たちは、CES（欧州組合連合）やその他の欧州の組合とともに、憲法条約を支持するため、強く集結してきた。そのためCFDDTは、今回の結果を非常に残念に思っている。

CFDDTは、今回の非常に高い率の投票への参加は、フランス人が非常に長い間奪われてきた「欧州に関する議論の必要性」を意味していることを強調したい。この必要性を見逃してはならない。

選挙キャンペーンは、フランス人がその不満をぶちまけ、将来に対する安心の喪失を示す良い機会であった。とりわけ、高い失業率が持続しているという現実において、そうであった。フランスが長年経験している失業、および、不安定や排除の進展、さらには、購買力の低下は、真の飛躍を強く求めている。

労使および公権力は、フランス人が期待する対応をもたらず社会的条約を構築するために、動員されなければならないとCFDDTは考える。

使用者は、雇用、賃金、職業過程の安定に関して、責任をもってあらゆる手段を講じなければならない。

共和国大統領は、社会状況の悪化を無視し続けることはできない。そうし

た社会状況の悪化に對峙して、必要な手段を講じなければならないのである。

CFDDTは、今回の選挙キャンペーンにおける活動家たちの活動を誇りに思い、CESとのEU建設への参加を続行するつもりである。経済のグローバル化に直面した現在、取り組むべき挑戦、とりわけ、雇用における挑戦が、その解答を見つげうる場所は、欧州である。

CGT-FO（フランス労働総同盟・労働者の力）

国民投票の結果を受けて

市民の責任ある態度を示すこととなった数ヶ月にわたるキャンペーンの後に、フランス市民は、憲法条約を批准しないことをはっきりと決めた。三年間で三度も、市民は、公権力を制裁し、自らの期待と不満を明示した。

CGT-FOが、数年来、定期的に示してきたように、欧州建設のための新たな方向性の決定は、不可欠であり、調整による社会的向上をより高次の優先事項としてきた。このことは、とりわけ、税制上のダンピング、そして、ソーシャル・ダンピング対策を講じること、安定と発展のための契約を實際に改革することを前提としている。

公権力と使用者は、直ちに、共和国の価値に対する不安や懸念に対し、具体的に対応する必要がある。

中長期的な観点の欠如、共和国が保障する権利の平等によって導かれるべき公的サービスや集团的な社会的保護の将来に対する不安、持続する失業、不安定の進展、不十分な購買力や消費、

社会的不平等の増大、これらは、早急な対応を必要としている。

CGT-FOの連盟執行部は、既に、その分析と要求を報告するために、政府との面会を要求している。

五月二八日の要求は、五月三〇日になっても、手をつけられていないままである。

MEDEF（フランス企業運動）

国民投票でのEU憲法条約の拒否は、重大な結果をもたらす

拒否は、ヨーロッパが、世界の中で欧州の利益を推進させ、その経済的社会的モデルを守るために、より良く組織されることを妨げる

拒否は、世界の中で欧州の競争力を高めるためのリスボン条約に掲げられた目的の実現をより不確かなものとする

拒否は、加盟国の企業間の競争をより活発なものにし、フランス経済を弱らせる

拒否は、ヨーロッパにおけるフランスの力を弱め、世界におけるフランスのイメージを害する。

MEDEFおよびフランス企業は、フランスにおける雇用の増大に貢献し続けるために、エネルギーを費やし、イニシアティブをとってきた。しかし、改革計画を早急に実施しなければ、フランス経済を再建し、フランスの社会的保護システムが悪化するのを避けることはできない。

MEDEFは、フランス企業によって要求された近代化（現代化）を早急に実施することを統治者に対して要求する。

ドイツ 憲法「否決」を受けて社会・雇用への関心高まる

五月二九日、EU憲法批准の是非を問うフランスの国民投票で反対が多数を占めた。国民投票方式ではなく議会の採決で賛成多数を得てEU憲法批准の道筋をつけていたドイツでは、シュレーダー首相をはじめとしてフランスの投票結果を「残念に思う」とする反応が多かった一方、労使からは、今後のEUのあるべき姿を提起する動きが出ている。労組側は、主に欧州レベルの労使協議制充実など労働者の権利と、労働時間など共通の労働条件づくりなど、「欧州社会モデル」を重視した主張を展開。これに対し使用者側は、成長と雇用のために労働市場の自由化を進めるべきだとしている。

ドイツ労働総同盟（DGB）は五月三一日付で、会長のM・ゾマー氏が欧州理事会・委員会・議会各トップに宛てた書簡の形で声明を発表した。フランスでEU憲法批准が否決されたことについて、「人間より市場を大事にする『国民から遠い欧州』に対する懸念」がフランスに見られるとし、さらに欧州全体における社会的な諸条件の重要性を強調している。EUにおける「成長と雇用のための積極的な政策」を肯定し、「競争力とは、賃金・社会保障・税制への大きな圧力となる、容赦のない立地競争であってはならない」とソール・ダンピングを否定。労働分野では、具体的に①国境を越えた欧州

レベルでの事業所委員会の権利拡大②「欧州全体に例外なく適用される上限を設ける」労働時間規制——などを要求している（「今こそ社会的欧州のためにイニシアティブを！」を参照）。DGBは、六月八日に出した、ドイツ総選挙（予定より一年前倒しされ、今年九月に実施予定）のための各政党向け要求書「ドイツは社会的に形成されるEUでも、五月三一日付声明を踏襲したEUに関する政策要求を展開している。このほか、金属産業労組（IGメタル）も、六月一四日付の「労働—イノベーション—公正」という選挙向け要求書で「欧州社会モデル」について言及。フランスとオランダの国民投



シュレーダー首相 ©EU

票結果について、「多くの人々が、欧州と経済的・社会的な将来の不安とを結びつけてしまった」と指摘した。欧州社会モデルの重要性を強調して、①欧州次元で調和の図られた雇用政策②欧州の企業に対する最低課税水準設定③ソールダンピングの防止と労働組合の国境を越えた活動を意図した、欧州次元での社会的基本権と最低基準の設定——の三点を要求している。これら労組の主張に対して、ドイツ使用者連盟（BDA）は六月一六、一七日開催の欧州理事会（首脳会議）前にD・フント会長が談話を出した。この中で同氏はリスボン戦略（二〇〇〇年に採択されたEUの基本方針）に基づく「成長と雇用の目標」の重要性を強調。「社会的安定と教育訓練の両制度の構造改革」や「法制度面で硬直化した労働市場の開放」に高い優先順位を置くべきだとして、EUの競争力強化を重視する姿勢を示している。

ドイツでは、五月一二日で連邦議会（下院に相当）、フランス国民投票の二日前の同月二七日に連邦参議院（州政府代表で構成）において、それぞれ賛成多数でEU憲法の批准を可決していた。しかし、キリスト教社会同盟（CSU）のガウヴァイラー議員から、この批准決定がドイツ基本法（憲法に相当）に抵触するとして出されていた違憲訴訟に対して、ケラー大統領が六月一五日に、可決済みの批准法案の署名

名を連邦憲法裁判所の判断が下るまで延期すると発表。批准手続きは一時棚上げされた恰好となっている。フランス、オランダの国民投票とその後情勢を受けて、ドイツ公共放送連盟（ARD）の意識調査でEU憲法批准への反対が支持を上回るなど、国民の意識にも戸惑いが見られている。

（国際研究部・主任調査員 吉田和史）

今こそ社会的欧州のために イニシアティブを！

ドイツ労働組合総同盟（DGB）ゾマー会長声明より抜粋

ドイツ労働組合総同盟は欧州憲法条約がこれまでの欧州の法的枠組みを一步前進させるものだったので、これを大いに歓迎した。このような背景から、わたしはフランスの有権者の過半数がEU憲法にノーを突きつけたことを非常に残念に思う。しかし、この投票結果は欧州連合のすべての機関が真摯に受け止めなければならぬ域内のムードを反映している。

とくに、人間より市場を大事にする『国民から遠い欧州』に対する懸念がフランスでも顕著になっていることを認識しなければならない。

もっとも、自分の職場や個人の社会保障への心配から、欧州政治における社会的均衡の欠如についてフランストレーションが高まっているのはフランスだけのことではない。

欧州の政府や機関にはこの社会的均衡を確保する責務がある。

成長と雇用のための政治

欧州には成長と雇用のための積極的な政策が必要だ。競争力とは、賃金・社会保障・税制への大きな圧力となる。容赦のない立地競争であってはならない。欧州は質的成長を目指さなければならない。質的成長とは経済・環境・社会面での成長をいう。よりよい雇用が増えるということだ。

欧州の税制平準化

多くのEU加盟国は非常に意識的、ないし慎重な姿勢で、企業や資産に対してより低い税率を競い合ってきた。その結果、財政は破綻し、労働者は増大する税・保険料負担、さらに立地移転やそれに伴う雇用の喪失に苦しめられている。欧州で最も低い税をめぐるとこの競争には終止符を打たなければなら

らない。欧州連合は税率と算定基礎、そしてとりわけ企業・資本収益税について共通の税率、少なくとも回廊（コリドール）に合意する必要がある。

労働者の権利

労働者の権利は欧州の社会モデルの中核部分であり、強化が必要だ。国境を越える営みが増える経済においてこれは、労働者が国境を越える企業に関わることが多くなるということの意味する。だから、欧州経営協議会の権利を拡充する必要がある。つまり、よりよい労働条件、よりよい情報、より強い共同決定権を得る必要がある。企業が欧州にある様々な立地で活動する場合、一〇〇〇人未満の従業員を抱える企業でも欧州経営協議会が必要だ。企業における共同決定は経済的・社

会的に成功したモデルだ。それは欧州で欧州経営協議会と同様の成功を収めるだろう。労働者の共同決定はEUのどんな会社法にも代わるものではなく、少なくとも欧州株式会社に関する妥協を基礎にしてとり決める必要がある。

EU域内市場におけるサービス

EUでのサービスの域内市場の自由化に関する目下の論争は、労働組合にとっては、欧州連合で社会的市場経済の原理がどれくらい実践されているのかを計る目安になる。三月一九日にブリュッセルで労働組合が欧州委員会の基準案にノーを突きつけた後、サービスを自由化するには賃金・社会ダンピングを妨げなければならぬなど、正しい方向に再考を始めた政府もある。

社会的最低基準

社会的欧州には（義務的な）欧州最低基準が必要だ。そしてこれは強化されたものでなければならぬ。例えば労働時間に関して、欧州全体に例外なく適用される上限を設ける必要がある。労働時間から待機時間を引いて計算するのは、いわゆる『個人に対するオプト・アウト（適用除外協定）』と同様受け入れられない。

欧州統合プロジェクトは岐路に立っている。それは、政治家が近代的な欧州社会国家の基礎を築くことに成功するか、あるいは欧州連合が単なる自由貿易圏に敗退してしまうかの岐路だ。最初のオプシオンだけが欧州の人々を融合する。そして、社会的欧州だけに政治的未来がある。

英国

国民投票実施を凍結——否決ドミノ回避へ

英国政府は二〇〇五年六月六日、フランスとオランダの国民投票でEU憲法条約の批准が否決されたことを受け、翌年に予定していた憲法批准手続（国民投票）を一時凍結すると発表した。

いちばん得をしたのは英国？

保守派を中心に、仏独主導のEUに對して懐疑的な世論が根強い英国。二〇〇四年六月に実施された欧州議会選挙では移民規制強化、EU憲法反対を主張する極右の英国独立党が躍進するなど、憲法採択の先行きは決して明る

いものではなかった。

このためブレア首相自身も当初は、批准の可否をドイツ同様、議会での審議で決める意向であった。しかしその後の方針転換し、「英国が欧州の政策決定の中心に在ると決意するかどうかの時だ」として国民投票に切り換え、政権三期目の大きな柱として「欧州拡大の完成およびその核となる英国」を掲げるに至った。だが最近の世論調査では欧州憲法反対派の優勢は揺るがず、ブレア政権にとっては楽観をゆるさない情勢にあった。そのような状況の下、

フランスとオランダで相次いで憲法批准が否決されたことで、国民投票凍結という問題先送りの選択肢を手に入れた。

英国『エコノミスト』誌が今回のEU憲法採択をめぐる動向について「いちばん得をしたのは英国」と評したように、国民投票の実施自体が凍結という結果になったブレア政権は政治リスクを回避することができたうえに、EUにおける英国の存在感を高める結果もつなげた。EU統合の主導役であった仏独のシラク、シュレーダー政



欧州理事会でのブレア首相 ©EU

権が痛手を被ったのと対照的だ。そもそも欧州統合は、一貫してEUエリート官僚によるトップダウンの形式で進められてきた。一般市民にとってEU憲法は非常に長い条文からなる難解なものに映る。それ故に国民投票が憲法自体の内容よりも、高失業率や移民増加といった自国の問題を審議する場となった。

経済界は七月からの議長国 就任を歓迎

英国は欧州随一の良好な経済パフォーマンスを挙げている。失業率も低い水準で推移している。それ故に欧州統合が深化することによるマイナスの影響を受けたくないと考えるのも当然だろう。

とりわけ使用者側は、EUからの脱退自体を考えてはいないもののEUが課す様々な規則が英国企業の経済活動に多大な損害を与えると考えている。英国産業連盟(CBI)は憲法草案採択の段階から英国企業の自主権への制約になるとして、反対のためのロビー活動を活発化。否決を期待して国民投票歓迎の姿勢を示していた。また、英国商工会議所(BCC)は、この七月から英国がEU議長国となることで、「EU規則が少なくなることを期待する」とのコメントを出している。

一方、英国労働組合会議(TUC)をはじめとする労組は、EU憲法の内容を基本的に評価しながらも、政府の経営寄りの姿勢を批判、二〇〇四年九月には政府からの「Vote Yes」

キャンペーンへの協力を断わるなど、政府とは一線を画する姿勢を鮮明にしていた。

EU予算案における払戻金 (リベート)をめぐる独仏と対立

二〇〇五年六月の欧州理事会では、予算案(二〇〇七―二〇一三年)をめぐる独仏との対立が表面化した。EUはこれまで、農業関連補助金の受取額が少ない英国に対し、予算の払戻金(リベート)制度を実施している。このリベートをめぐる、制度導入時とは状況が悪化していることを理由に引き下げを主張する独仏を中心に議論が噴出した。これに対しブレア首相は、「拡大EU全体の農業人口は約二%に過ぎないにもかかわらず、共通農業政策(CAP)

が総予算の四割を占めている(うち四分の一が仏向け)ことが問題」と反論。CAPを削減し、削減分を雇用促進などに充てるべきと主張した。今後の交渉についても英国の主張を譲らない姿勢を示し、欧州憲法を「現状では各国の支持を得られない」と指摘し、その原因を各国の指導力のなさと批判した。

国民投票の凍結は欧州統合の遅れを意味し、欧州経済全体が今以上に停滞する危険性をはらんでいる。これは英国にとっても決して望ましいことではない。今後のブレア政権にとって他国からのコンセンサスを得ながら、EUの主導権を英国のものにできるかどうか大きな課題といえよう。

(国際研究部 淀川京子)

アメリカ

政治的・経済的に強いEUを期待

アメリカ政府は、基本的に欧州憲法の論議には踏み込まず、今回のフランス・オランダの国民投票否決によって、EUとの関係に変化が生じることはないとしている。その中で国務省は、中東和平など世界の諸問題にとともに取り組むパートナーとして、強いEUを望むとの意向を示した。一方、財務省高官は、アメリカの記録的貿易赤字、經常収支赤字問題の改善のためにも、EUの経済成長を期待すると述べた。

メキシコの論調

EUの将来を注視するアメリカでは、

岐路に立たされたEUの動向をめぐり、様々な反響が起きている。否決の意味するところは「EUの終焉」などと危機感を強調する説もあれば、市場・通貨・政治の統合を目指すEUのこれまでの実績を評価し、終焉説を否定するものもある。そのなかで最も現実的な視点として、EU各国における労働市場の弾力化や社会保障制度改革を推進する必要性を強調する論調があることは見逃せない。

EUの今後について危機感を強調する論調の中でワシントンポスト紙は、①人口減にも関わらず移民排斥を志向

している②手厚い失業保険など、高度の社会保障が成長の足かせとなつてい③アメリカに比べ中高年の就業率が低い④など課題を列挙。「早期退職が多く、失業率が高く、長期休暇の取得が特徴とされるヨーロッパの労働市場・慣行は、強い経済があつて初めて可能だ」とし、景気回復のために労働市場・社会保障改革の断行を指摘した。

EU東方拡大へのアメリカの思惑

アメリカのEU東方拡大に対する期待には、旧社会主義圏のウクライナやイスラム圏のトルコなどをEUに受け

入れさせ、民主主義と市場経済を世界に広めることがあるとされる(読売新聞二〇〇五年六月一九日付、慶應義塾大学・竹森教授)。EU内においてトルコ加盟問題は、移民の増加や反イスラム感情などが懸念材料となり、反発が根強い。今回の国民投票の否決によってEUの拡大にブレーキがかかり、この秋の開始が予定されているトルコの加盟交渉にも影響が及びかねない状況になった。トルコのEU加盟を後押しするアメリカでは、これを懸念する論調が多い。

(国際研究部 吉原夕紀子)